



平成24年4月27日

各 位

会社名 東映株式会社
代表者名 取締役社長 岡田 剛
(コード番号 9605 東証、大証 各第1部)
問合せ先 常務取締役 経営戦略部担当 田中 誠 一
TEL (03) 3535 - 4641 (代表)

(開示事項の変更) 自己株式の取得期間の変更に関するお知らせ

当社は、平成24年3月21日付の開示資料「自己株式の取得期間の再延長に関するお知らせ」において公表いたしました自己株式の取得期間の再延長について、下記の通り、再延長する期間を変更することを本日開催の取締役会において決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

〔変更前〕自己株式の取得期間を平成25年3月31日まで延長する。

〔変更後〕自己株式の取得期間を平成24年5月15日まで延長する。

(変更の理由)

当社は、平成23年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し(取得期間は平成23年5月16日から平成23年9月30日まで。以下これを「原決議」といいます。)、その後、平成23年9月21日開催の取締役会において、原決議における自己株式の取得期間の延長(平成24年3月31日まで延長)を決議いたしました。そしてさらに、平成24年3月21日開催の取締役会において、原決議における自己株式の取得期間を平成25年3月31日まで再延長することを決議いたしました。

この結果、原決議における自己株式の取得期間が、通算で1年を超えてしまうこととなりますが、この点について、会社法第156条の規定に抵触するのではないかという問題が生じました。そこで、この問題を回避するため、本日開催の取締役会において、取得期間が通算で1年を超えないように、再延長する取得期間を変更(上記の通り平成24年5月15日までに短縮)することを決議いたしました。

なお、この取得期間の変更とは別に、新たに、取得期間を平成24年5月16日から平成25年3月31日までとする自己株式の取得を決議いたしました(これにつきましては、本日付で「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ」を別途開示しております)。

(ご参考) 本日開催の取締役会決議による変更後の原決議の内容等は、次の通りであります。

1. 会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするとともに、株主還元策の一環として実施するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類 当社普通株式

取得する株式の総数 300万株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.32%)

株式の取得価額の総額 10億円(上限)

取得する期間 平成23年5月16日~平成24年5月15日

2. 上記取締役会決議に基づき、平成24年3月31日までに取得した自己株式の総数

取得した株式の総数 172,000株

取得価額の総額 58,402,000円

3. 平成24年3月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く) 129,169,345株

自己株式数 18,519,751株

以上